武家故實祝事大槩

飯島勝休編輯

中

和書門
類 二八二二〇 號
八六 函
四 架
三 冊

内閣文庫
和書
類 二八二二〇 號
三 冊
一〇 架
一五三 函

内閣文庫
番號 和 28220
冊數 3 (2)
函號 153 320

国立公文書館
National Archives of Japan

圖書寮文庫

祝事大概目録

一　男子元服　七十ヶ条
一　男子元服　一ヶ条
一　袖上ゆ　二ヶ条
一　頭直　一ヶ条
一　頭ホ渦ヒ　一ヶ条
一　女房元服　四十四ヶ条
一　婚礼　六十二ヶ条

明治十五年納本

国立公文書館 National Archives of Japan

伊勢家傳来武家故實祝事大概　中之巻

信濃松城藩　飯島與作源勝休偏集

男子元服

一　元服とは元のなをもしめとよむ服をきるとのことなり
なりかさるをもて人成長して初て元服をきるなり
元服とは云なり

一　元服とは元ふかくとも元服を首服とも云なり
くかんぐとは冠を首にかぶるをいふなり故元服を首服とも云

一　元服前童子の形は二系あり喝食とも児とも二系
ハ三系あるなり四位侍従なるは元服のなきなり
のちとかくは元服なるなり

一 喝食などゝして元服髪の長を肩の上よりとく紙の巻きかけて
先をとゝめ一揚ゝとゝうハ頂の上ゝ高くなり申候
ゝけ髪かけて高こ平ゝとゝ申候ゝを如房の髪申候
申候ゝうゝの紙とゝゝ細ゝ畳みて申なり

一 元服以前を元服をかゝ申候ゝ
なりかゝ冠の人ゝ元服申候

一 元服を男子十五歳の時ゝ
又ゝ申ゝの心得事ゝ

一 元服の祝を兼ゝ吉日を選ひ定め一将軍家より兼ゝ
陰陽頭を御ゝ吉日を方をかんゝ申る陰陽頭
勅文を賜ゝ参内ゝ勅文の祝より申せらるゝ勅文ゝ吉日
を方ばかんゝ元服一命ゝ書きさゝめゝこのなり祝ゝ吉日
をゝゝ鬼宿日を用ゝ一鬼宿日の事髪剃髪元服

一 兼ゝ元服の日系祝の役人を定め置一其役人を
加冠の役 ゝ申ゝとゝゝ元服申候人ゝ
理髪の役 髪ゝ剃髪ゝ元服申候人ゝ
烏帽子の役 元服の時ゝ理髪の役ゝ
御祝の役 申る つきゝ祝ゝ
打乱箱の役 うちゝゝうの箱ゝ祝ゝ
陪膳の役 元ハ二人ゝ陪膳ゝ陪膳ゝ

一 冠ゝ子ゝ元服一ゝの事ゝ祝ゝの祝ゝ
將軍家ゝ細川 畠山の三歳の勤ゝ役ゝ理髪
ゝゝ時ゝ准ゝ三歳の子 島田 蒔中の役ゝ祝ゝ
准ゝ家ゝの中ゝゝ人祝ゝ申ゝ一 又祝ゝの中
ゝゝ人ゝ申ゝ父のみつゝ加冠せらるゝ
を略儀ゝ加冠ゝ理髪ゝ一人ゝ兼ゝ

一　元服の前日童子髪変り出らるる吉花定るる加冠理髮の
人加冠一孔を若家臣理髮取るる小童子吉花
定る加冠理髮の人座前御烏帽子に付よ付る相加
冠の人童子の吉方を教る其方より向を中座一将軍
家をうる吉方より出る御足二度参る御足を相
教る也

一　吉方とは玉女の方又は梵釋の方し此髮取る法は
一　童子吉方向る花定る後近臣元服の祝を相系る
向る其次第先一番に長中間しの方座を敷る相教
理髮の人相教る童子の前右の方より取し時軍家御烏帽子を二番
より乱箱と相教る童子の前左の方より取し二番より
はきを而水を入瓦椀の也者より相教る童子の取手
箱の左より取し仰を童子の向さとなりを人を

の仰を取也

海和
乱箱　御中の色し
烏帽子

加冠理髮の人の座如其座家の右
御中の色人々の仰に付る
取を童子取る者

一　大の御所様と成る理髮の人童子より向し
海賀より乱箱の役人さ乱箱
と成る童子の大の御後の方人家臣御中を
乱箱を取り御中より取る御中を取る
乱箱を知り御中の真中より相教
主る退し次に西に成る人さ海和を
取る童子の大の御より相教御中の上乱箱の

たの方より毎〻退〻一柳理髪の人髪をとく童子のうしろ
に〻理髪の後ろとつゝもるゆゑ中みゝ毛ゆるはきも
の毛抜たの事のこと〻
元結より作〻す元ゆも髪毛ゆるる人をうつむ
きゆさの前より毎〻とつきゝ毛ゆるゆゑ髪毛より人を
前より毎ひ理〻〻前より毎ひの毛先の例あり
公家方ゆゝくゝゆゑ毎ゆゑ徳れゝを将軍家より御免被
の時ゆ抜ゝ出す ゆゝゆゝ理髪ゆゝ身を屈めゝつ
ゆゝゆゝをぬきゆゑ毎ゆゑ徳を公家揚巻ゆゝを冠
り中の毛ゆる時ゆゝ公家の作法より毎ゆ出〻前より理
く髪と毎ゆゑ

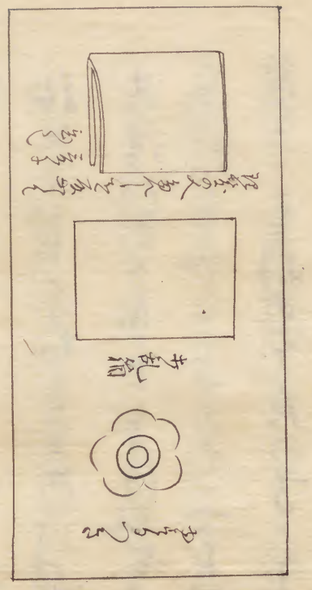

□ 烏帽子
是ゆゑ毎ゆ毎ゆゑ

一 右の如くゝく理髪の人童子のうしろ毎ゆゝ毎ゆゑ（平人を剃り童の髪毛ひくゝゆる年ゝゝ毎ひをゆきゝ
毎ゆゝ髪とゝゝ細帯ゆゝゝゝ乳巻より入ゝゝゝ帯を
毎ゆゝゝゝゝゝゝ毎ひゝゝゝ水引を一毎
毎ゆゝゝゝゝゝ毎ひゝゝゝ毎ひを毎ゆゝ以前の
ゝ毎ひの水引をこゆゝゝゝてそのあゝ（いゝゝゝ毎ひを

三番まきくまむすびよりしくそのむすびあまりをはぶ
しくそのまくまの扱以前のうまひの角をはさきくすす
乱箱よへしふくまひくまをおそくくくくはるくみ法
くのうく

一 右のかくふくくまひを奏きはあり一番元くふくくまひの
法あまりをくくくりよ面元くふくくまひの面めりを一束
和とまくくこるくをあり引あくくくく

ぶちうを不とやう面と云
保上面也かくなり　退く候て冠を受候てをうせらる
るを面と面と云よ　はきく居くかふる家臣冠
とする面むあるを面と面はくて及ぶ面さの方面
うかるる

理髮上業中業面々あり　はよりぬ

一　たのむく加冠て流く加冠の人退く時理髮の人冠者のうち
進み平人の利ヨリ　者く面柳て再拝のあを者く かうぶを持く
たの面んを三ときく　右の面んを三ときくかうぶふく
ゐぐ者る辞とて　柳并をもて乱箱の内の社を退て

一　右のむく加冠理髮流く隨の汲人隨面を持隨髮の汲人
隨髮と持ち面人面て持者く隨の汲人隨を持者く
隨髮面て冠を受て隨を見せ者く後隨を面の内の隨
面隨髮式持退候し

一　たのむく冠を隨をうく相殿をうく別の殿者はけく今
ゆく面ゆくあけの中袖をぬきく袴を徳こさぎ面れ
内の小袖をもく素袴ゆく也蛮ゆく也面をは
加冠の時の面殿をあく面候の中也く前の殿者
ゆく袴をく祝ハ式三献以下定ての面家くの分時て
殿をく祝の時加冠の人より冠を受と面けく各家
書面ゆれ御よ　右馬ゆく与様の物よくをく殿者面
相冠を人を受と者セ門面物を　理髮の人と受殿
ゆ門面相殿冠を冠と受者セ門面物を　家臣冠
理髮の時を冠を冠より御受式殿者門面物を　家臣の受
ゆ上らて内の面を者ます　冠を面の父ゆと冠理髮

一　主君御家の後　殿ハ面ハ主君の御殿へ出仕く清家

河腰地蔵堂

元禄十六年河内国又左衛門
寺ヶ谷と云所に
河腰地蔵堂
と云名有
此地蔵
腰物をひらかせ
大刀あり

一 公方様御字中絶の事

二字ともに御字
を除られ
如下の字は秋家
実名を付る事

一 実名を付る事

高倉初
於他所元服
例

一 時軍義植公御代永正十年十月九日畠山尾張守殿畠山左衛門佐殿
俄に元服申の刻畠山或は畠山
貞陸従四位上
弾正殿
伊勢伊勢守

一 殿の位階
元服
元服八幡
氏神に
又は

元服に用る調度の事

一 打乱箱
掃帚
光清
やかい
一 打乱箱
図髪
一 酒肴を筆硯の形に拵る事

筆力
多門
これを用る
図尾硯
掃の
硯箱
掃二臭
檀紙
ひらく
図尾
硯蓋

筆先のかゝ[illegible]と紙又ハ[illegible]ものゝ又合子の
こゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ海保の大サ
口のゝ[illegible]ゝ三寸七八九分ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

一 海保の蓋は上の面に系の花形あり脚あり足あり足の上の面に同一形の脚あり底朱蒔絵おのゝ八ツみあり定高一位寸九分一貫より底へ向の方七寸三分位内の方三寸五分位内の方の深さ外の方三分位内の方三寸五分位内の方の深さ三分位内の方の深さ三分位上の面底サ六寸五分位内の方の深さ三分位上の面底サ三寸五分位内の方の深さ三分位内の方の深さ三分位内の方の深さ三

とうれ なり 御元服記 一 小刀一腰を いく これを 長く 御さの
き一尺二寸あり 川ゆく 三寸 ほど なり 平人 よりは おうきと
れすれうう 又 ちすあり うし 三寸 あり たうと 用 一定
る ほど なり 一 掛と 御ゆく 寒く 京ゆふ 一 筆刀 と 云く
あうう とよむ この 小刀 さき わそなたん のこと なる
ゆへ たん あり いう 成 器 一 たう とふ なり 筆の 字 なたん
なり とよむ 字 なり たけのこの なり

筆刀 チンナ カタナ トモ云 是本名 ト

掛用之図 賛 記 如 あり

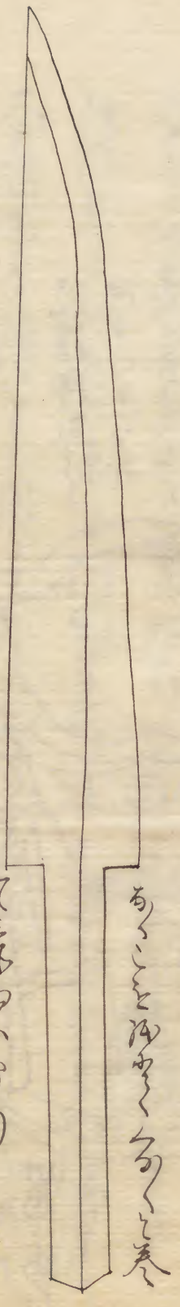

一 小とゝ ゆひ 糸の 組 こ ふとさ 一分 程 なり 組 色
紫 紅 の 二色 を 時軍 家 御用 なり 御元服 記 より 御 蓋 二 ゆふ 蓋
とあるを じ事 なり 平人 を 前 ゆ 色 黄色 その 外 御 ゆく と 用へ
一 長サ 四尺 斗 掛 なり ゆく 御 なり ゆく 法 ひ 色 一 掛 の 大サ 定
法 なり 一 大概 位 ゆ あり なり と とく 一 色 を 赤 よ と とう と 法
ふ 一 きこと ゆひ なり こと 出 成 二 ゆふ 用 元服 の 色 一 元服 以前 を 赤
と 紫 を 赤く 云 なり ゆひ よく ゆふ なり 元服 の 日 を 初めて 以
小とゝ ゆひ ゆく ゆひ 初る ゆひ とゝ これ を 初 とゝ ゆひ と いう 赤
とゝ ゆひ しら ゆの 紫 よ ゆ む なり

辛中 初事 歌合　御元服　前大納言良冬卿

ミみ代 の いく よ を 世 を うよ ひ 人 と ゆ ひ と ゆ ひ よ ひ こ ひ し

一 あり 月 を 白き 紙 に 御 水 を 川 く 慶 一 ある なり 色 と 二 ゆふ
とゝ ゆひ の く と ゆ 色 一 長サ 七 尺 御 なり これ を とゝ ゆ の う

也髮を結ひ用る事御元結は多門三帖あり

一 檀紙一束〇元ふる角しし一枚を髮をゆひ結髮のえと色

もし一枚を除き残し御元結紙ふ檀紙一束枚あり

一 櫛を三ツ一具也御元結紙ふ御櫛三ツ解篠(トキスキ)櫛(クシ)箱(ハコ)あり解とき

とり櫛し簾をとき櫛し個をゆん櫛し後髮ふ

一 ゆうい一ツ厚朱又を象牙赤く刷らし長さ七寸あり

但定法を角一ツを角くさきの方を個くを通しうくい

ハ髮(カウ)搔(カキ)也

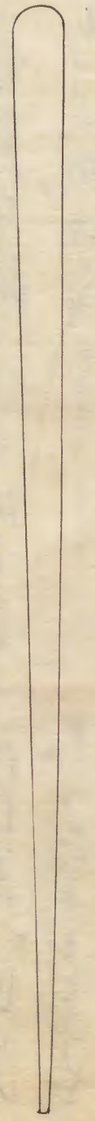

一 櫛のうき抜櫛ひとつ也ひきかうい丸しこれを乳

若て入るゆうを足しの入れいるれよ入るゆしいふ定ことゆ五ツ

角ずつ丸くく空一されて入通一角しをふ角檀紙し

一 〇と角くうう一二ツう抜くゆしわりとをたうゆて

いちよを角ゆう

ち乳若よ形を入角図

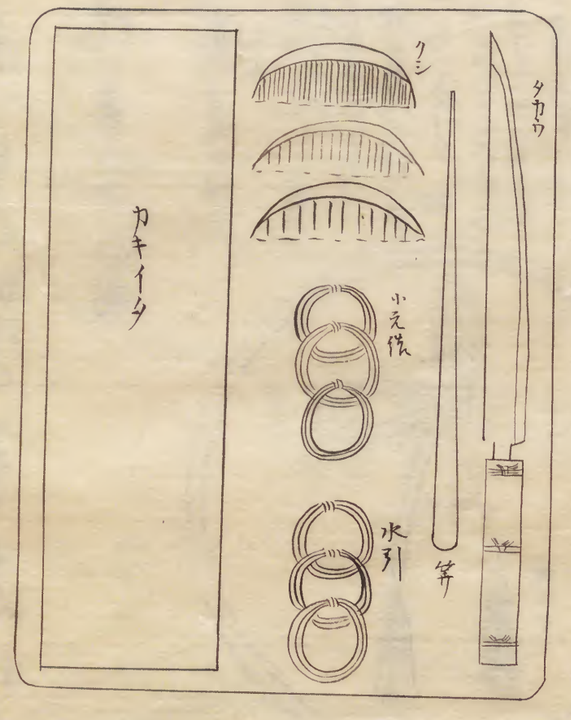

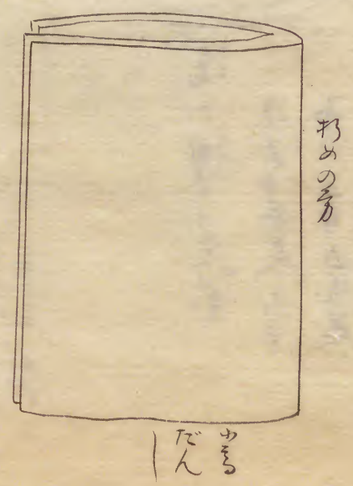

丸角一しと上を角したん

しとちの角しゆ結

を二角く

ち乳若と櫛用を白角図元白元髮玉の形よします

一

鏡を大小定りの御元膳紀より御鏡面寸法あり圓鏡と裏
鏡の裏の方の図と称し紙を平人略る

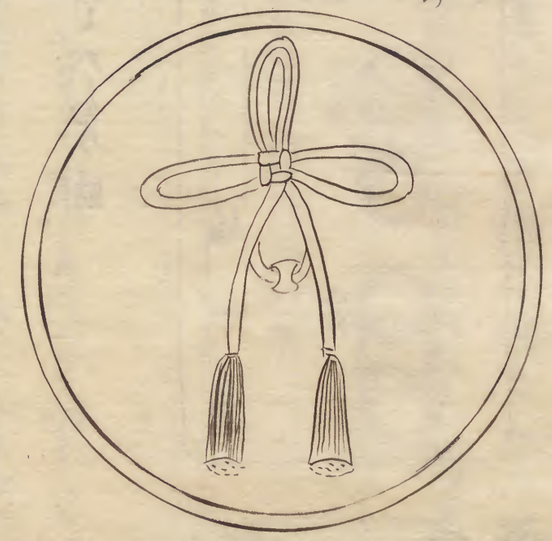

法と紙のつか
法寸法の大小
きこの寸法足
径一尺の鏡にて
のつもりこし

一

鏡面図意荷鏡を奥ホ定りの寸法を鏡の大小法ふるれ、

勝体云八花形の鏡義経記三十三平泉寺御見物の条に見へ申す

定法の通り形と丸鏡を丸く八つ花形を八つ花形を四角の通り
丸鏡をもすること

鏡面の図

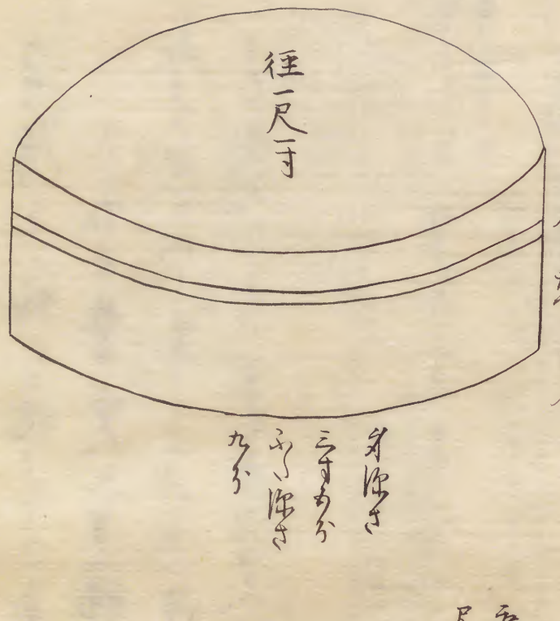

図意の図

一 入帷二帖 内一帖を隠蔵より取出し一帖を桐の〳〵重より入る時は多みを隠〳〵隠のことをおわひもし長サ四尺
六寸廣サを二幅と二幅〳〵とふ重てふ二つよりあく中を通し金ら
るし今一帖を長サ三尺二寸二幅通しれたる同一足を四方ら多
み〳〵重の内より多〳〵多の方隠を通しれも白き厚板小文
まて固文(カタミン)なると用し右の寸尺ハ縮一尺の隠のつとりを云

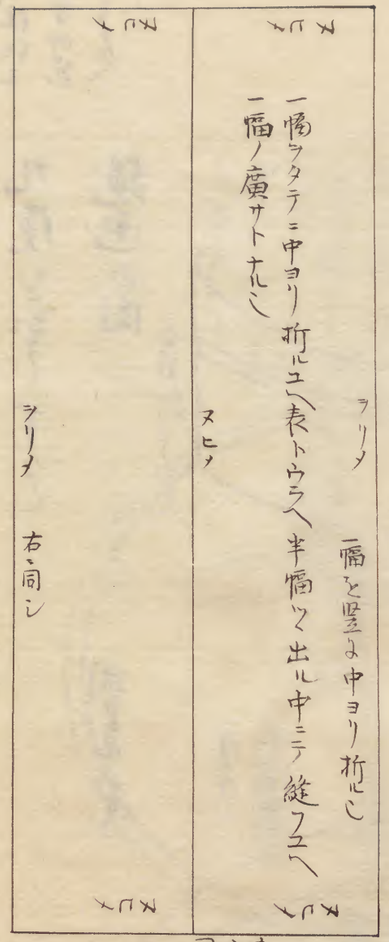

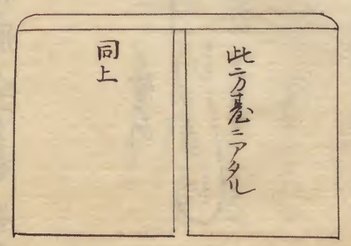

鏡表ヲ包ニ付如此両端ヲ中エ形返シテ拵ル

一隠蔵ハ梅の木ゆ〳〵作り蒔絵素黒あるゆてくるし

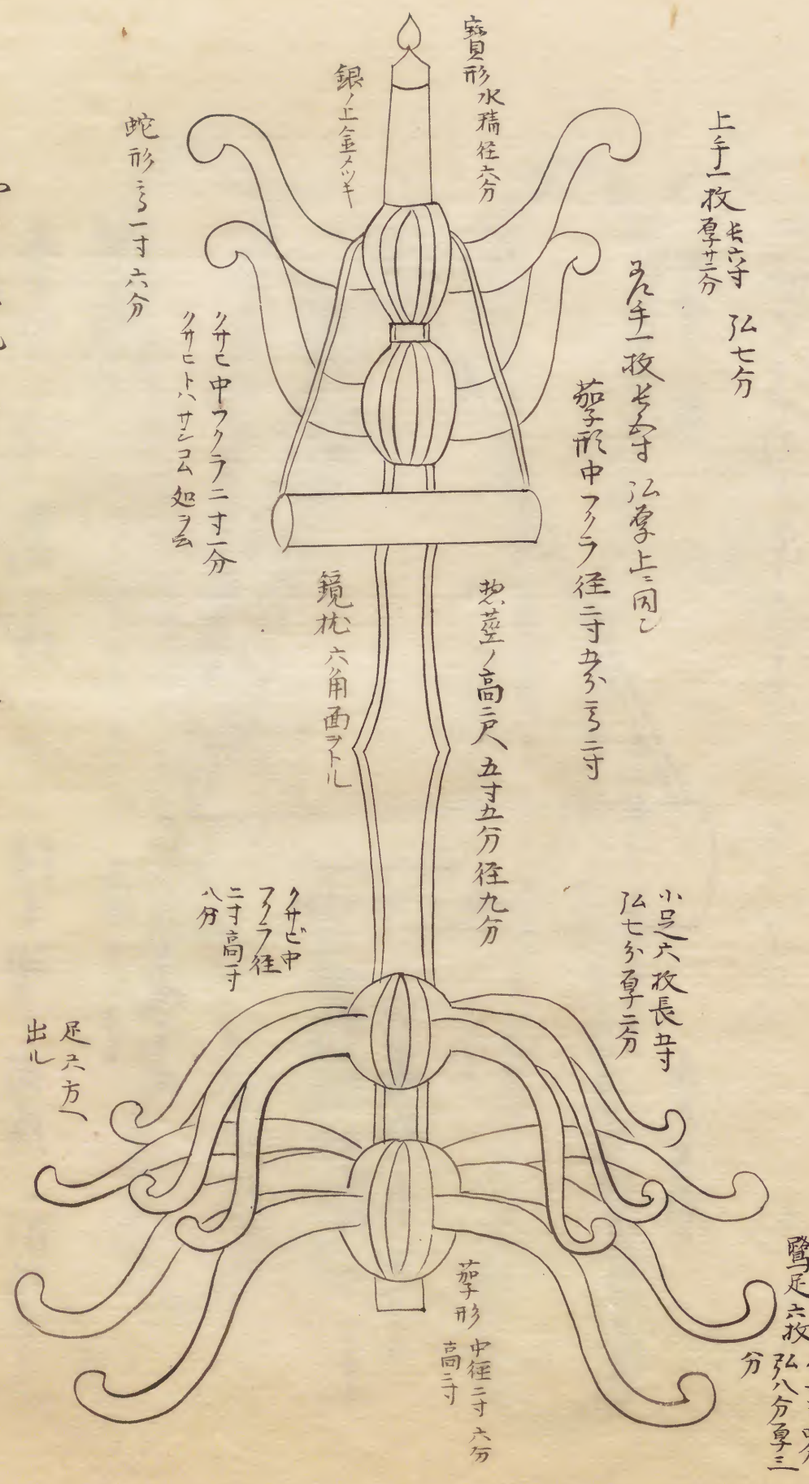

御元服記ゆ御隠蔵桐蒔絵ゆ

一鏡地ハ鏡と鏡蓋の間より動る時鏡の下の方へ向て引まること桐の木をくり作り毒地の錦をもつて包み貫のめ

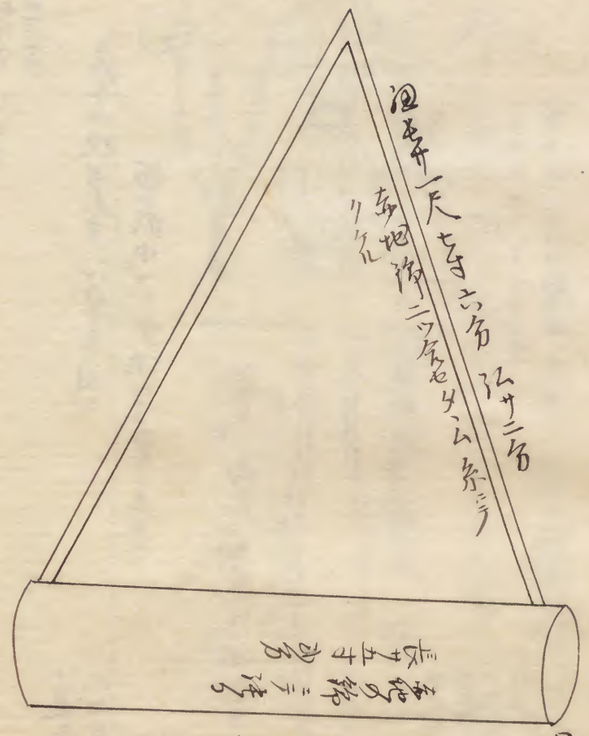

将軍家ハ毒地錦なり其人ハ別家紋を用ひ

一羅紗ハ入帷と鏡蓋の間より引つけ張り包て迫と大小二帛あり

大 惣長三尺四寸

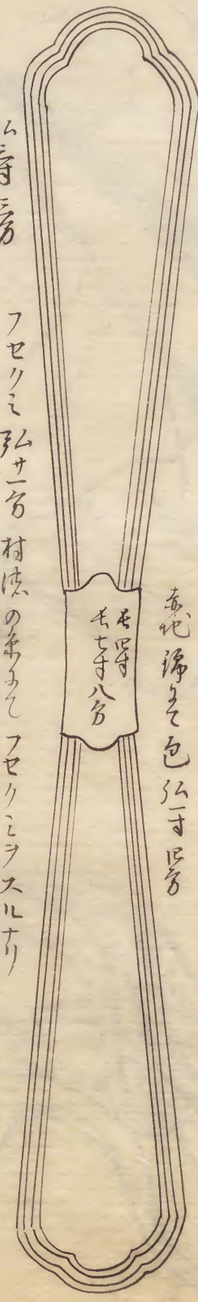

表裏 表錦

小 惣長三尺

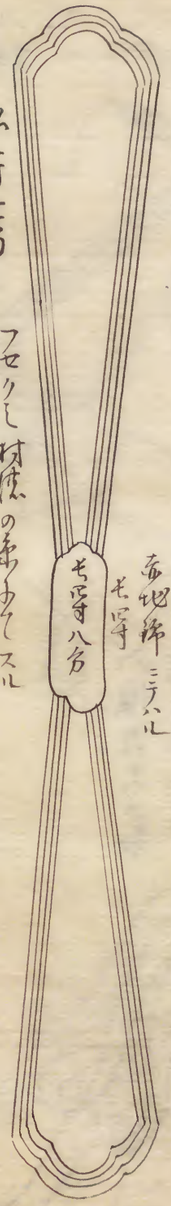

表青羅 裏錦 色不定

鏡面ヶ入帷をうけ羅紗にて陰あり御の紙

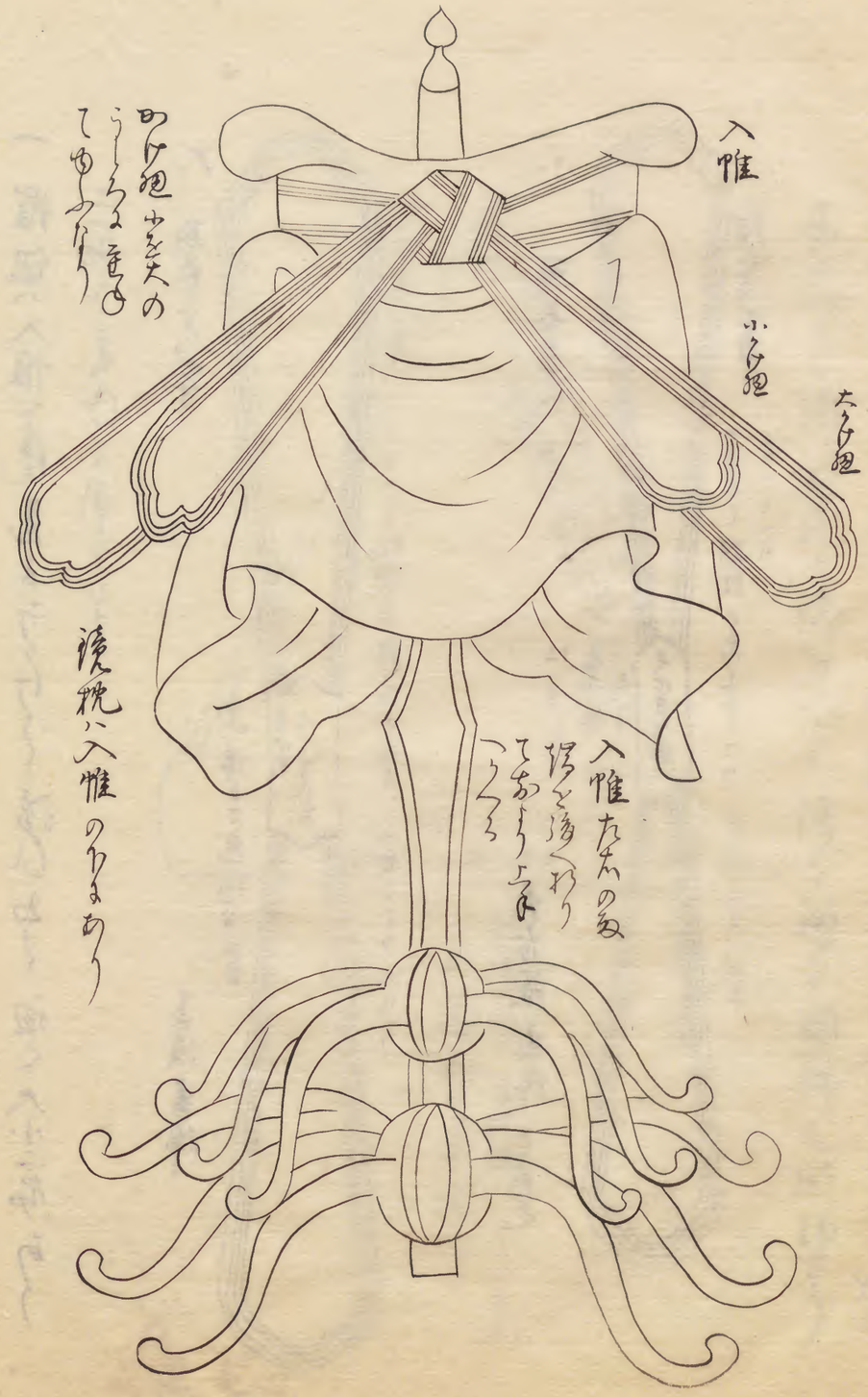

鏡面ヶ後を
図

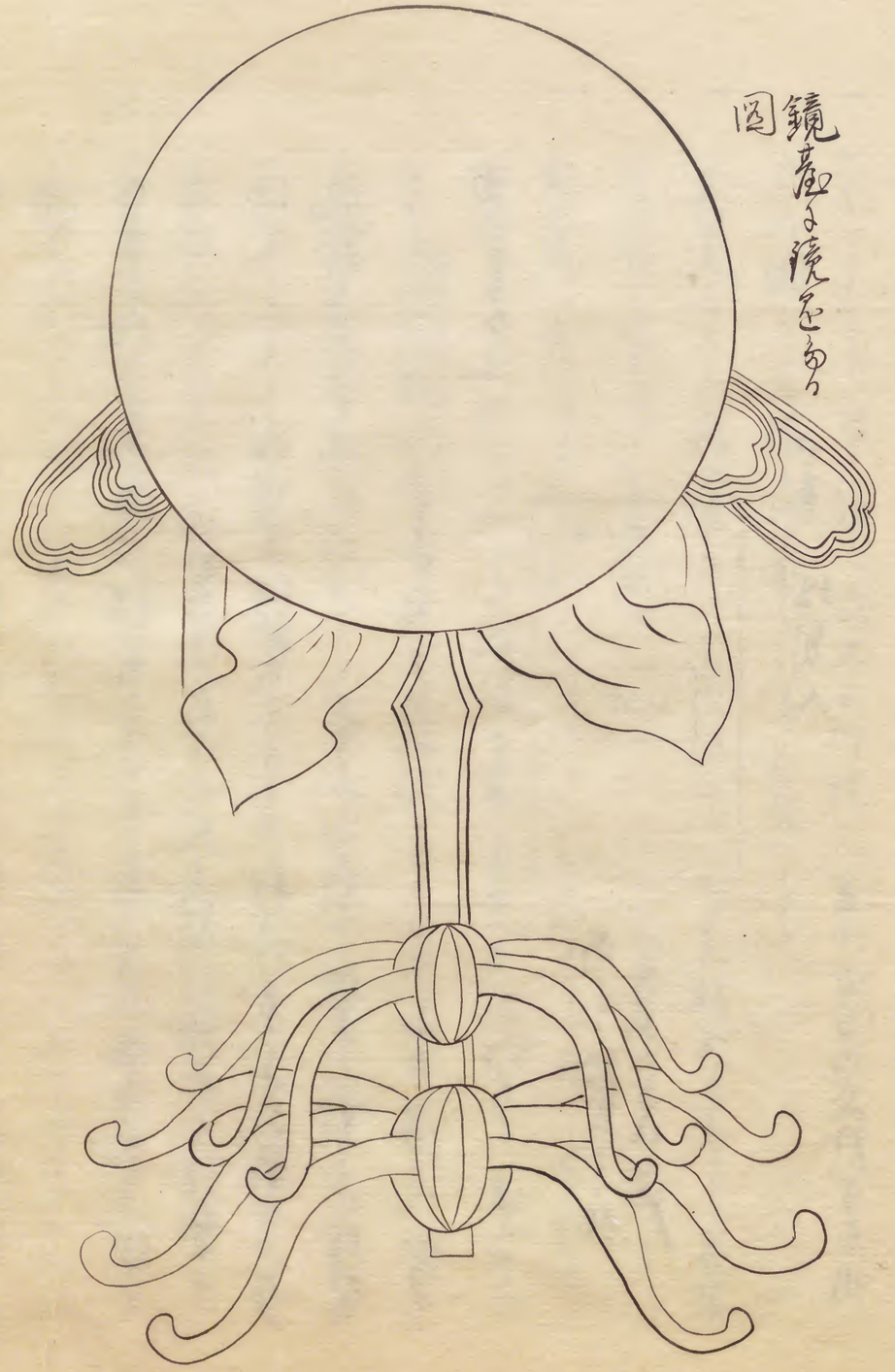

一 続いて元服式を行ふ 続統とのれ 帷羅 冠を皆隠 西り
冠なし

一 平常の人上常の人の理髪しかく 髪する時を前を残して
ゆくらしかり 理髪をなる 父なる 母なる の理髪し
伯父なる 我門の理髪をなる のなる 童子の前り 少
乱髪 なる 垂をあきて 童子の前り 理髪
なる 時を童子 あるとつきて うつきて 髪を
なる

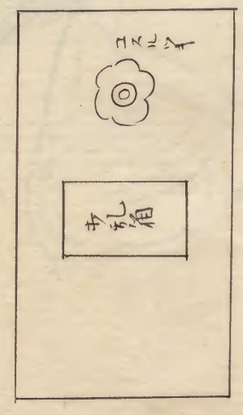

前り 理髪なる付
髪具の義 能

一 たゝしこの間を元服の正の行儀 常 西の烏帽子 無御
その図を元服の儀書 あり 又合
一 家元なる 六歳 又 十五 元服 あるべく 名家
のなを名家 なる
一 前髪と為 髪を結 御 御 ごとく 元服
おのつから けぬけ 結 結 髪 元服 名
あり 勝休 今 のやうに あるなる 皆 人の 月代 なる
上 の なる いあのつから もしく なる なれ
居 なる 人 あり なく 月代 なる 元和
寛永 の 頃 なる 頃 今 月代 なる 元和
月代 剃 なる 寛永 時 軍 の 時 ない 法外 の 者 なる
なる 者 なる 髪 し 又 なる
なる なる 髪 なる 月代 しなる 乃 今 の
なる げ を して 月代 しなる 或 元 時 名

集て月代とゝの見え申候ハ鎌倉時代より月代ハあり
しなりとして さて古たる月代利髪ハ
ゝ しつき申る合戦の時たゝ
せく 烏帽子のうしろ 頭の上を丸く中そりをなすこと
を新月のゝ丸く白くあらねつきそりとゝしし月白
とゝつきを今ハ月代とゝ名付 いきそりの事ハさりつき
とゝハ家さらにあるのゝ申せる申へさらにまたのおするいきをぬく
ゝ髪をそり申ねさらいきそりとあり
やまとし 拙右のごとく合戦の百月代をそり申とも軍やめ
又ゝのゝ 地髪 なるとし 天正文禄年中なるの比 天下大なゝれ
信玄 謙信なとゝ外伝大将合戦 年中侵さ申る申たる
月代そりの 絵すして 後大年の世なりても 其時の風
俗やまずして 今なる申まゝ月代そりなるのゝ申

ゝ今ゝそりも 公家なハ昔のゝ月代そりなるゝ 家紋
時年時代の 而 紋なる月代のゝ なきハその比月代そりなるの
ハるゝ ゝ なと 又古ハひげをそりぬきかぐする事なり 古の
絵師の書 申るふるき 絵とゝ 申ゝ
ゝ申ゝ 又古を ゝ ゝ のすみ角をぬくなるゝ 今とゝ
ハゝ ゝのゝみぬとゝ ひゝ のすぬゝ ゝ ハ近代男申ゝ
ゝ ゝ 其頭とおそ ゝ ゝ ん せん そ ゝ 申 ゝ ハ
ぬ色のゝ ゝ ぬゝ也

一 太平記巻五大塔宮熊野落の事ゝ 片園八郎 名国 ゝ
あゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
らぬゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
通ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

を畧して今はさらやさしくぶらうゑし

一 砂石集六巻ゟ月代あり又拾集抄ゟあきまゝや
法華寺の僧の迫く来とおるゝ事元元ゟ月代ゟ
ゟ元元ゟ月代のあとあとハ俗の月代のあとを云
元皆鎌倉北条執権の時ゟ

一 古の月代ハ額の方ハ毛を弱〳〵頭の真中の毛を凡そ
ゟ月代のゟ
ゟるこ古き絵ゟ元元ゟ月代ゟ

一 月代の事 玉海 月輪殿関兼実公日記也 安永二年七月八日建春門院崩御
の記ゟ元 自件簾中 時忠卿出首 其賢不正月代太見苦而色殊損 示左太臣以
下云 下畧 時忠々の月代ゟ毛〳〵ゟのハ冠ゟ〳〵ゟ
逆上の乱後ゟ 惣ゟ〳〵月代ゟ毛〳〵 武士の月代
ゟ月代ゟゟ因〳〵古ゟ〳〵月代ゟゟ
ゟ後〳〵ゟゟゟ 絵城合戦の絵巻 物ゟ絵巻ゟ 氏朝

ゟ月代の絵を画ゟゟ 絵巻 月代ゟゟ毛を残
〳〵画ゟ絵巻ゟ月代の絵ゟ 今ゟ公家 衣月
代をゟゟゟゟゟを冠ゟ〳〵下逆上の髪
ゟ惣ゟ〳〵〳〵ゟゟゟゟゟ 比元元 額の
毛を弱〳〵中を毛〳〵〳〵 額の毛を月
代ゟゟ〳〵月代ゟゟ〳〵

かう元脇
袖とめ
額直
額ゟ渡と入ら

一 かう元脇と云ハ男ゟ土蔵ゟ〜刀をさし〜ゆるを云 統言し次第 刀とハ
さし刀ゟ云

一 神とめの祝と云事 高紀 將軍の時代よりハ
神と云ものゟ起也

一 小神ゟ大神ゟ神と云ゟ昔ゟ有き事し四位ゟ足元ゟ小兒を
陽系ゟ八ゟ、子の娶家を云〜さゞ〜ハ病を見ゟ有ゟ
小神のたゝの根神の下の迄ゟ口をあけていきをぬくし神をもく
すゝ〜ゟ元成ゟきあけし云し幕中四位ゟ上きあけ云ゟ
云ゟハ出事ゟ今ハ八ッ口ゟ云上きあけの神神の下の家

こちとゝるゐしゝの神の絵きわの様なりしゝ
神ともくしゝ風流よしゝ申し寛文年中の比迄ハ女の子神を
八四五寸計りと十七歳の人ゝを共に大なる神ゝ者ゝ
長神ゝ申ゝ古宅の物信し今ハいよ〳〵もく〳〵恐入
すき成申ゝ子神をいふ〳〵ゝ者ゝ神を先の様ゝ
事ゝ也

一

顔直ゝ云事ゝ古書ゝ元亨釈書ゝ云男子ゝ者ゝ
ぬるゝの本の力をたゝ右剃（一方ハ三分ク）九分南ゝ者ゝ
ゝ〳〵ひろ〳〵ゝ他人を軽み侮ゝ仕男女ゝ云ふ十五ゝ月
十五日ゝ又ハ茅ゝに萩の箱ゝ〳〵完を付け月毎ゝ
神ゝ申是ハ月見の様ゝ也ゝ

一

顔面ゝ剃を入る事貞享好奏人偏門ゝ者ゝ申ゝ
髪ゝぬく物をいふ〳〵顔ゝ者ゝ信長ゝ髪ゝ者ゝ〳〵者ゝ顔の

痛ゝ事ゝ結〳〵利力を用ひ〳〵也ゝ掃ゝ者ゝ平隆信ゝ絵
げゝ者ゝ〳〵髪ゝ者ゝ又顔の髪ゝ者ゝ事ゝ古書ゝ見ゝ者ゝ
ゝ〳〵初ゝ者ゝ錦ゝ見ゝ〳〵ゝ漢語ゝ者ゝ〳〵波奈分殿
係対殿（ケメキ）ゝ者ゝ毛ゝ者ゝ用ひ〳〵也ゝ者ゝ顔天（ナケマキ）
ゝ〳〵ゝ者ゝ寛永正保ゝ比ゝ者ゝ古宅の物信
事ゝ者ゝ〳〵ゝ神四ゝ者ゝ風流ゝ〳〵無乳ゝ者ゝ
ゝ編辻切ゝ〳〵人ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ
い何ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ
男ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ
神ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ
陽ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ
ら〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ
ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ〳〵ゝ者ゝ

血氣の男子をうゝ少し額より毛抜きを用ゐざるハ男子のまゆをしく額の毛を抜くもの多くあるに有しゞ其額ひせて長く狐のゝ如く後ゆを風よりてもうつりのゝ悪く為のよく人も額小隅を刀る事にあるゝ也

女房元服

一 童女の髪をうゝ切りて肩の通りにて一和結をとゝ切りて是を童女めのとくゝとりみること

一 女房の元服ハひんのかみをそきて相眉をそりて眉をつくりなを三本ゆひて相たれの髪を束をするしおくれの髪乗ハうゝさねし尝とめまること下の少神もときゆけをハぬきて黒きゆけぬ少神を用ゐる

一 貴き女ハ十五の時 たゝの髪をそき耳の際よりさるのをはさてきれ上髪半分ふりて半き極を長年にあけ多ハナ四ゆりてそくゝとそくゝと云 此髪そきの時ハ西をも落すし

一 女房の元服ハ女ハ十四の年より男ハ十二の年より すゝ句う又せんうく以ハ十の年ゆもるし又たゝしハ十七八

てをよの前より、せなこよめ入して後よすまし、ふかくなの
ことをうかがいて定る年夜をそのあよ始くこぶ〻ぶん
をそきてまいりせらるこよめ入して後ハもちろん年夜みな
〻ぶんをそぎて〻〻せらるこぶんをぎをそのけをぶ
をそ也

一 ゆ孫をそ口をそ〻みしをそこかゝのけをひみ髪ゆひて〻〻をそ
後ハ男の元服の理髪のんこ也こ夜の式をそ〻ハ男の元
服の加冠の心こゝのけまひみ髪ゆひ〻〻をそ後ハ家の
おもき家臣の内夫婦をそひ孫警固してゆて為き人の辞
ゆをそ〻

一 孫の為ハ姫ハ前の〻ゆつけをそめの ゆのあく〻〻う中ゆ作髪一所
をしけめをそ〻髪をさしけて年をそひ年一ゆ年ゆひ〻〻ゆ
御のを〻ゆ為ハ〻ゆをめをそ為ハ出〻年夜ハたいのん

一 〻をそ為をつき〻〻ゆ中也〻をそ居〻こ ゆ年乳者の
一 次〻〻女房乳者乳者と持ゆ〻〻中也〻をそ居〻こ ゆ年乳者の
内ゆを御〻奥ゆ〻〻〻ゆ一ツをそみ一て〻水門二筋 山茶二茶
山橋一年 ゆ二色をゆ本の紅色ゆ本の紅色ゆ 清松一ゆ本ゆ本をゆ石ゆ 青花ゆ ズイフ ゆ小キヲ用ゆ
御ゆ色ゆ上ゆ 門合の代 一帖の〻〻御用に色〻持〻年〻〻〻色
ゆの花〻〻〻定法〻〻〻 〻〻年〻年ハ入〻〻 ゆ乳者を御
中ゆ〻〻色花ハ御用を御ゆ ゆひ〻〻〻ゆ中ゆ乳者を〻〻
たのゆ〻〻を上〻ゆ中ゆ乳者をを上〻ゆ中ゆ乳者をを上〻ゆ中ゆ乳者を又
太の方〻御〻〻〻又ゆ上ゆ前の方を上御〻〻〻ゆ〻〻御〻
〻又別人ゆ〻〻つぎを持ゆ〻〻 ゆ〻〻つき者ゆ〻〻者ゆ白水を
〻〻の男ゆ元服のゆ
海松青ゆ石色花別の〻〻〻門合を〻〻〻〻 〻〻ゆ御色〻
〻〻ゆ御〻御〻ゆ中ゆ〻〻を入ゆ色〻〻〻〻〻〻〻〻
一 次ゆ女房元人表ゆんを〻〻〻 年〻〻者ゆ也ゆけ色退し

こどんの髪ハ本のさうちの方をそゞかし出げ髪し

素もんの上ハ脇をハ髪のさきをよりきねし

一次ハむこ殿ハ四ツ時ハ中ハ中ハ中ハ姫君をうしろ

ゝて右方ハ四ツせごそんかうしてけさせやし

一次ハむこ殿陸とをく姫君の前ハ行とうひきつくそて

四ツ時ハ世房ハ乳母を持くゝむこ殿ハ表の御ハ近くて

出をるべきいたふかくて

一次ハよりもしも君のうしろつゝ髪ハ髪ハ髪ハ

しをとく

一次ハむこ殿ハ行くゝうらいを取て左の方のこゝ次ハ左の

こんの四ツをとけて耳の前くさるこ時こんの四ツのとけ

ハ左の耳ハ上のこゝとけをたてゆこんハ耳ハ中ハ中ハ

四ツをとけ左のこんをハ

一次ハ左の耳の前ハ行そき髪の四ツ

左のこんのこゝをうしろ左の耳の上ハ方の方へ左

の髪ハ左の耳の前ハ行そきみて行こんのこゝをそくこゝ

とハそきむこ殿ハ左の耳の前ハ行くこゝ

ハ左の耳の上ハ前へ行くく

左の耳の前ハ行そきみ行そくこゝをとこゝ

ハ乳母ハ入こ物むこ殿ハかゝ髪をこのこゝ髪也

こんのこゝのきさくゝやうに髪を一ツ中ハ上ハ中ハ上ハ

髪ハの髪の髪ハ一ツ中ハ上ハ上ハ髪の髪ハ上ハ

こゝねのこゝの通ハ耳の通ハ髪ハ髪ハ髪ハ

耳をこゝ中ハ中ハ通ハ髪ハ髪ハ髪ハ

すみこゝきのをこゝて中ハ中ハ髪ハ髪ハ髪ハ

一仕ふまつるくハ上きめふくてふ一そ右面取行事
ハくも用法一
一次ハ姫君髪そんち腦をそれ一たくさんなる時上鬢ハいとやく
一〻髪盤よりかゝせヤ姫君ハ右方ハ向て立て
一次ハ心之後姫君のうしろ〳〵髪のうちゑつきてたくさんひて
はよらゝ赤乳帯をたの方ハかくし四すつぶいたなおくし
一次ハ心之後山ヲけ海雲山鶴まを見ハの色ハ百て姫君の肩の
面ハ赤乳帯をて四ひ付解鶴をなて左の手髪の方をはて
ゝそ髪くきゝ〳〵千尋（チヒロモ）百ゑ〳〵三髪と〳〵〳〵をハ〳〵
ゝきみと立て髪のさいをかゝぎて前の髪のうしろ一ツよして
赤乳帯の間（ハらゝ）心之後ハ前を立くかの住る住ゝ上
らゝハゝき髪を引会の俗ゝ色し色れふゝきの時の〳〵
相はきみ髪のみをゝ川〳〵ふゝすし川のゑれハゝゝうゝ

ゑれハゝれなるかやう髪のもく成つきをいとよ儀し山をけゝよ
くゝけゝ髪（ゝゝれ）山鶴ハ髪ゝ髪ゝいゝすれゝゝのし海ゝを
海中ゝそ立けゝものし立ゝ立ゝ色ゝ〳〵ゝ根を用る
ゝ〳〵
一次ハ姫君髪そんの心ふの方ゝ〳〵ゝ心之後ゝゝ乳帯
ゝ〳〵ゝ髪の住髪（ゝ）ゝ〳〵ゝ帯をゝけ眉毛をゝ
ゝ髪を作り髪ハ三ゝ立けめをゝ〳〵ゝ髪ゝ
ゝれの髪髪をめゝて住髪ゝ出〳〵ゝいゝゝ〳〵ゝ根を
ゝ髪式三歩七五三ゝ下髪の方ゝ住ゝ
一帯つけ初の日ハ帯をゝ帯ゝ帯ゝ元服の日ゝ住ゝ
ゝ〳〵と髪ゝ
一ナ四髪ゝ〳〵元服ゝ〳〵髪ゝ髪の儀式ゝゝ髪ゝ
つけ眉毛をゝゝ髪を作ゝ髪ゝけめゝて〳〵ゝ

あたゝ土の手うすくしたゝ花の手
ゆうかを付とつけ眉毛をゆいの
一 ゆうとうきのけの油をぬきて見ぬひ毛油と云
其上をみがきぬうつきうつきぬ 鉄の棒 蒙をもす 結果のゆい
鬢この位お歯の結束と用ひ
一 ゆうのつくりやうとけのなて やうゝのみゝ いの手た
ゆい

うそきの木一ろひを多て はぎま
ゆうを多くゆうろひとえきち
らゝて しゝを出る

ゆうのかまろひをつくるみはぎを用
はぎのえるゆうかぶを多て ゆうの
ゆうとゆうすし はぎ多ゆうゆ

ゆうの遠山を結ぶく
ゆくゆうの方をゆみ
ゆくゆうの方を
ほのゆくゆうゆ
ゆうゆ
墨ゆうゆうは髪の方ゆう
ゆうゆきゆうゆの方く
ゆうゆく

同前

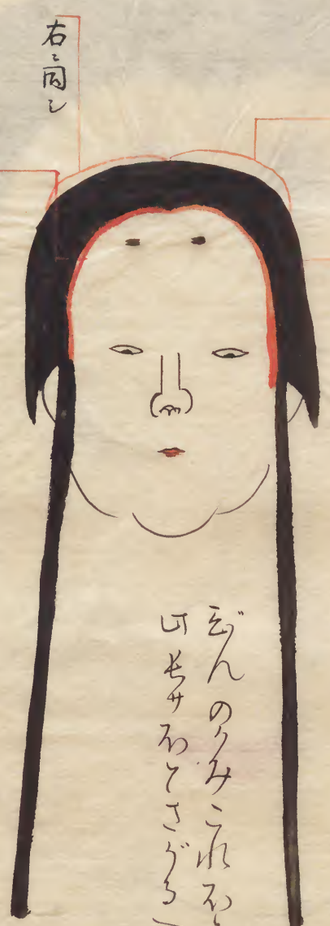

とけめの糸にて足きりて糸まてとけ申候を一まるにまるめ
申候ひくく申候へ相とけめの糸の糸はうすくくきの毛をけ
くくしに申候

もくるてけるし

ぎんのくみこれなりの糸
はもサわてさげる

はゝ糸はくきの糸はもみきはし
ゝゝゝ

一　ゆもとつくるゆは　丸きハ　さんしんと云　さんのすくるゆハこうぐ
とゝ云　これを面をはくるかぶのゆ　鮫牙又ハ角
ゆとゝすると

一　いまとゝ四ひの張弓を前の箕之の事よ　紙ゆ
大きつくりの弓

ゆとゝと云
いまとゝ四ひ　ゆ四ひをいれて
紅白の刀ゝ
ゆとゝ
ゆとゝ
ゆと

一 白紅ちりめん

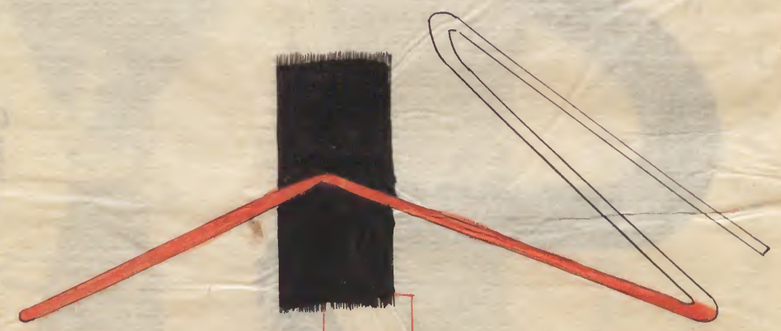

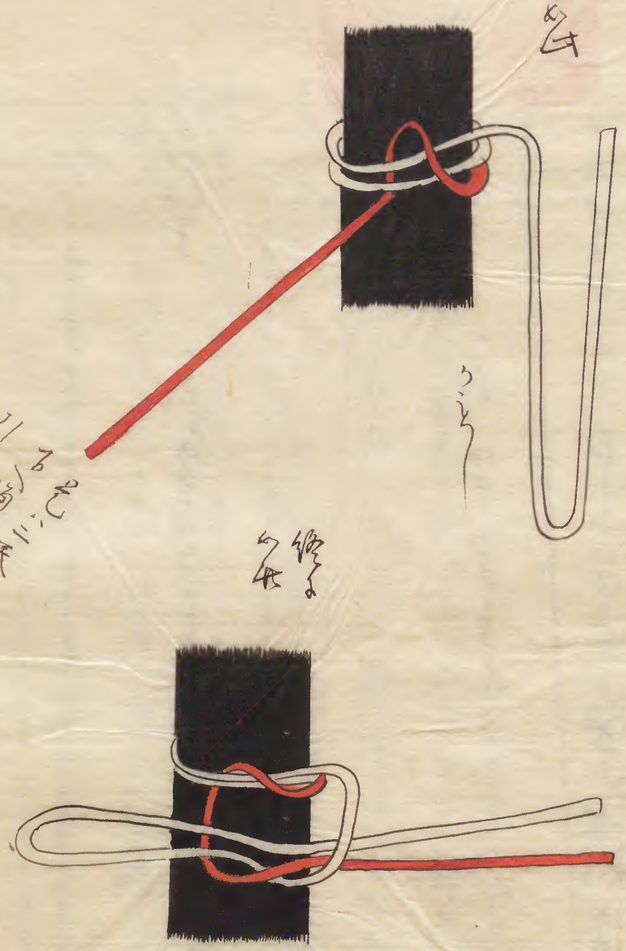

まるうりの莫三ーかの学

そんいも　これをくそんを入る　まゆすみよ用也

うどひす　これを白きとを毛付しまゆの尾ゑの毛をつる時用也

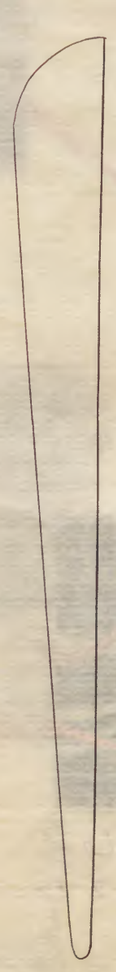

これハ白きとのうるゑをつる時用也

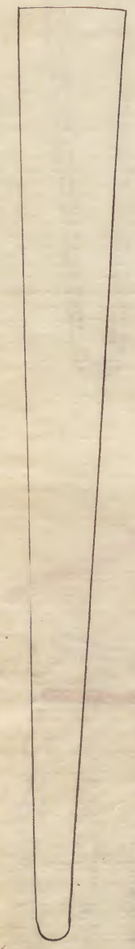

はさ形ゑまゆ毛ゑいをつけ〳〵白きとを作ること

うんひすと同し

一　かとうハ三本とし毛をつるゑ毛ゑたんの毛ゑ毛ゑ

毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ

うゑのもとをおくこいをくハ女房の髪ハ背ゑのうゑ毛ゑ

さあのもと

一　くとりを毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ

てもを抜て けつこ入とも毛ひしそうくゑこのうゑ毛ひしそ

くこうとうハ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ

中年の人ハ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ

毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ

人毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ毛ゑ

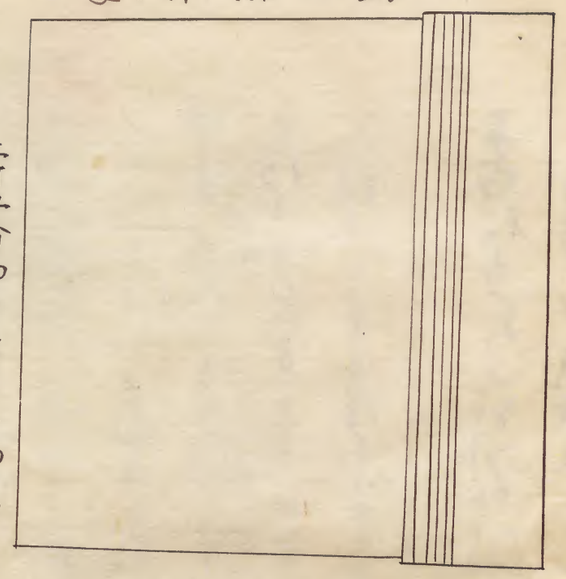

二寸五分四方ほどに角し

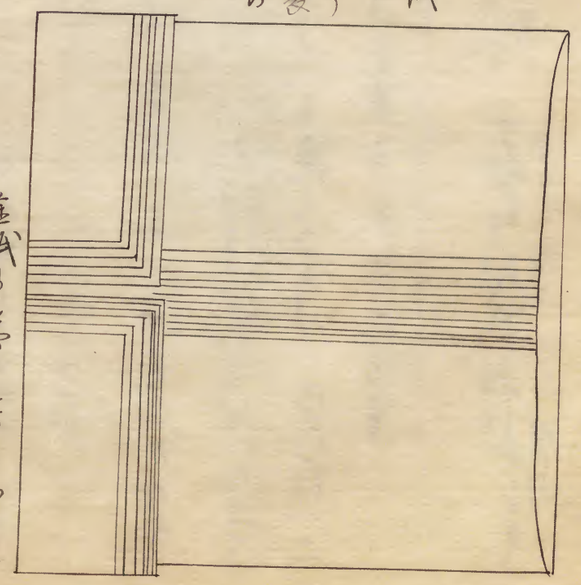

表ハ金紙中ハ五色のうすやうをぬ義いるのこと角し

金紙まとやうをすり申し

一　こやつこえかしする時又ハ物をうくる時ハうくるのきハ
ハかの角ひかる新をたのもうそすれの方をとりて折ハうと
たるみくたの方よりれのやうよりるこに髪を折ハこえこね
髪髪のすそより一尺四寸ほと上をたくみとり張りく

ひとくるかり角ひして持し後ら移りはをはるかり毛ハ落く
のきし せさる時のこと 或ハ の時ハ髪をまよはるのるこ引
ずくくかくし

一　うまの時ハ中角みをんを入さるこされハ落をんを入さるの
をいしこらハくのの角ハうハ事終り角ハまやくかるひ後
して後のかくつる出をこ一されハ落ひ後ハかるひ後するのを
いしこ

一　年とりき人ハ中角をたよ作るし年ある角ハ小く作るし
いかこの肩ハ毛サ五分ハうし毛若き人の肩し角世ハとりき人
の肩と小く角たう毛サ三分ほうし又角世ハ肩髪の外三く
なけく白きハのれにつるし右ハ白きハう 五六分とまくさけ
くつくしし

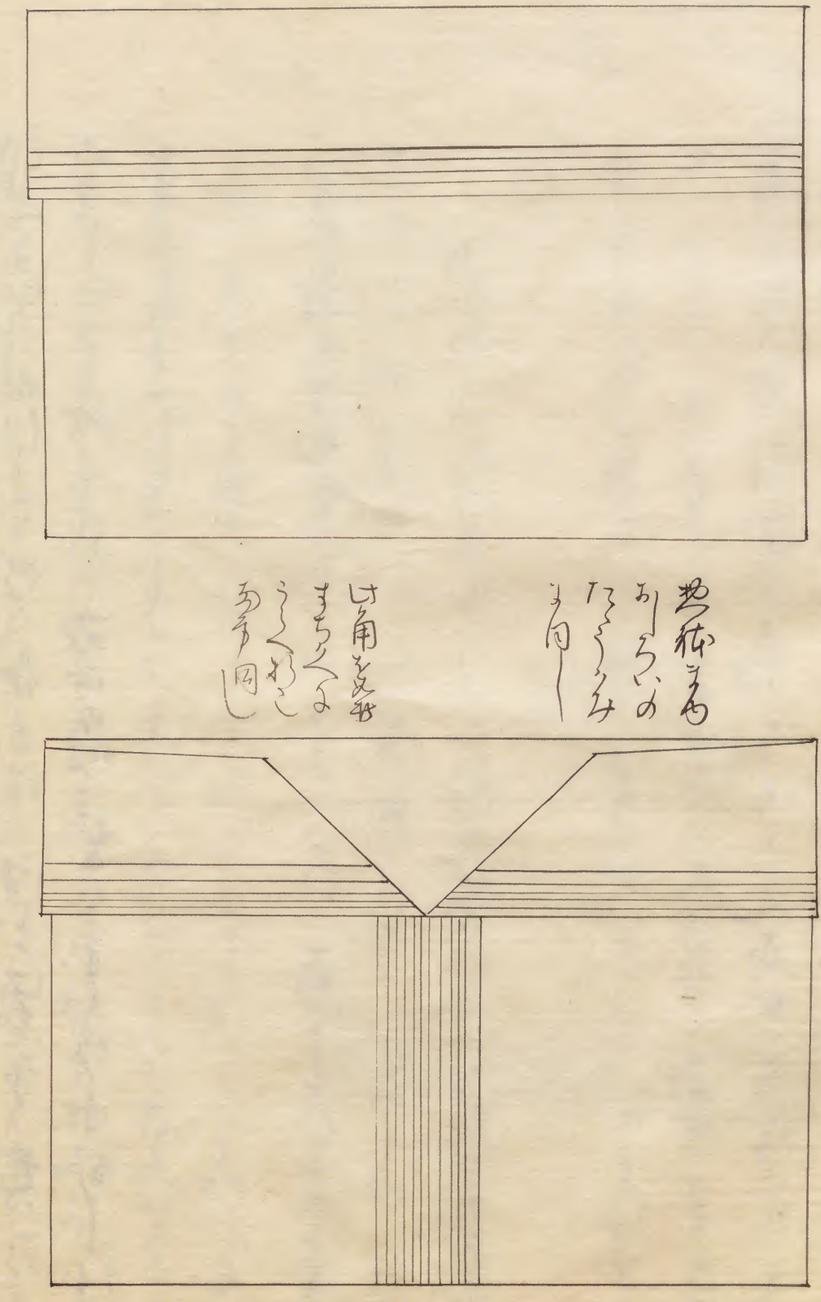

一 三月元五の節句にあたりてきぬを包む用の図 嘗の器 紙 扇の器 白地 また白あるいは青と色々図 ちい祝の書あり 元来は武家の祝 実は公家より発 公家は武家の祝 実あり 伝 儀式 器之

一 ちさきのもの しかるときは式の字 式正 式のもの 式 式のもの 式 式のもの 式

婚礼

一 毎のこの祝儀の事 折五二合位同月を年八十三合と云へ共云し
俗の生云し 祝新を盛物の事 あくかんちうちい
毎ち花 ひき 強ん 青海のそと 他物雑雑ハ 用 ハ矣
ちくそ一合と云ハ一ツ 二合ツ 同物をとる一ツ ささく作り花
をさ一ツ物のかるのたくさ ほとこ ちうけ一十二合ツ云 致
十五也十三合ハ十三花

一 夏文 菊を 鮑 鯉 海を 用 とけハ 鮑ハ ちけの代り 用
四 鯉ハ ひき 鯉 用 四 海子ハ あきちゆく 煎 ひ 用
四れハ 海のやひき 鯉 あきちゆ 煎 ひの 用
青海 海花 海花ちの 海 海 致ハ 立 ち 人 ちよ一ツ花
ちの ハ ちな 海を かけくち 海 ちの つき ちし 穴ハ 柳 ちし

一　四郎ゑと板垣滅相引合ニ而ゑん伝者ゑ五〇ゑ
四郎ゑ人ゑ板垣ゑゑ人ゑ板垣ゑゑのゑゑた五〇され様ハ法ゑ
ゑ別ゑこの様ハいたゑゑゑたくゑゑゑ

一　侍法師ハ一分の四人の内一家の四人のうち一人ハ一分の四人の内一家の四人のうち一人ハ社領ハ一分ハ一人ハ社領ハ一分ハ一人ハ
させ申ス也ハ一分ハ一人ハ
こ申ス者ハ一分ハ一人ハ
人情ハ一分ハ一人ハ
中ハ一分ハ一人ハ

一　貝殼ハ一分ハ一人ハ

侍法師人方同様ニ

方同様ニ

左貝ハ右の通ニ左貝ハ右の通ニ左貝ハ右の通ニ左貝ハ右の通

小指人を一指毛二ツハ左之人けて指の通る人を安度人と世
分為之一是を貝捕なるくちを出すめいるを通るめし
左武十二ちやうのうを使よく唱入れの時必貝捕と二人も
通るし法度ものと五人為之一又ふくふ入為まを通るを二人を
通る為是ハ貝捕一為よりて指乗をもて通るし或ハ行
されもしようとつけくめるし法度人を二人の為一為を乗し
為貝捕通を出る為のなぐを為て法度人をくるいよりなくを為
ちくを指と通し為るをみて為を指を為をあるのけくぶ
めわるを為の手を指をを為れをのせく通るを指をををを
をを為を為を為れを為を為を為を為を為を為を為を為を為を
人を為のをとわるのををけ為をををををををををををを
貝指を千住方歳口貝捕法度を為ををををを為を為を為を為
りを方貝張をををを為貝張を為を為を為を為を為を為を為

為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為
貝捕牛法を為貝為を為を為を為を為を為を為を為を為を為
いわけと一為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為
為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為

一　為を為の貝捕を為を為の為家の上左貝ハ為を為右貝為を為
為を為

一　為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為
為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為
為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為
為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為
為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為
為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為を為

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　色々の御用に行れ候ては御家中の内へ入り申し

一　御家中度々御きをもりくさせ申候ハ男子の御きを

御料人方の人々ハ御身分に応じ御流儀の御稽古

遠慮の御稽古ハ御方様御家中御稽古の御

御座候ハ男子の御年中御稽古御流儀の内

一　御薬かき并御のんだ中其御流儀の御

稽古御座候人数御ふんさんより

一　御薬の御座候の時ハ御流儀の内一左様

御料の御しを御くさ御座候

一　御料人御薬ハ御年中御流儀の御稽古御座

ハ二の方三の方御稽古御座

御曹司様ハ御年中御稽古御座

ハ御稽古の御流儀の内一左様

御稽古御座候ハ御流儀の内一左様

御稽古御座候ハ御流儀の内一左様

御稽古御座候ハ

為人者ゟ之酒と相行女房先ゟ之酒と
さ[illegible]ゟ行女房のさ[illegible]すと[illegible]
の流さづけされは是法或也

一 遠ゟ出る行女房とも[illegible]の女房流そふく料人ゟ何
けゝの[illegible]料人方の女房流と男方の女房流とたゝ
めてこゝ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]又ハ[illegible]の行遠くいくるとおゝ
のあいさつあるゝ[illegible]料人ゟ何かゝるものとおきこのなり

一 [illegible]の[illegible]ハ三幅對ゟ[illegible]流二瓶あるゝ[illegible]流
のゝ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]の前ゟ[illegible]熱瓶ゟ
一對仁[illegible]料一對置烏帽子[illegible]
烏帽子[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
夫婦の道を始め[illegible]神[illegible]ゟ[illegible]ハ[illegible]行女房[illegible]の器
[illegible]ゟ[illegible]料[illegible]を裏ゟる時ハ[illegible]の[illegible]ゟ[illegible]

[illegible]ゟ[illegible]行[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]料人方の大上臈[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]男方の流ゟ[illegible]ゟ[illegible]

一 [illegible]料人ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]の女房流の
[illegible]女房男方の中臈ゟ人御[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
臈ゟ上臈ゟ遠ゟ出る中臈ゟ人御[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]の[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

[illegible]を作りて重ねり[illegible]はかのかうい[illegible]ハ必用
なり婚礼[illegible]
一四科人の御祝のそなへ[illegible]千をとる几丁ハ婚人の祝をとくする
[illegible]

一婚礼の當日四科人の衣裳の事　将軍家の姫君[illegible]信の家の姫君
ハ[illegible]白き袖[illegible]のあいせ[illegible]白き
[illegible]も袖ぬきをめ[illegible]白き細帯をして御の袴をめ[illegible]
ハ[illegible]の[illegible]色[illegible]ぬ[illegible]白綾の表[illegible]
め[illegible]裏をめ[illegible]扇[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

御の袴をめ[illegible]
の小袖をめ[illegible]と白き[illegible]
[illegible]
女の[illegible]
[illegible]
い紅[illegible]
白綾又[illegible]
[illegible]
を[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の所紅の袴を著し[illegible]ふ所い無常とも[illegible]ひ[illegible]しあつねてい
[illegible]あつを[illegible]つく[illegible]あ[illegible]ものを[illegible]ねしうすねしいうをうをうく[illegible]た
[illegible]ねしうあつしい地い生あ[illegible]く[illegible]ふい白の袴の糸色糸
[illegible]ほとゝぎす[illegible]く浮[illegible]ふ[illegible]ねし色[illegible]きしい一角ふ色ふ[illegible]の
[illegible]ふ[illegible]きえやう右の神をうしらの上ふ[illegible]ひを上へたの神を
わりけいねしう[illegible]れを計をこうして[illegible]ふ[illegible]の上神
の[illegible]ふ[illegible]ひふ[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]

[illegible]の長さ表裏ともに[illegible]の絵[illegible]常とす
[illegible]紀をもいろいろ[illegible]向ねし常[illegible]きあり同一[illegible]
[illegible]ぬきとも生糸ねりぬきとも[illegible]ぬきとも[illegible]て蒸[illegible]物凡[illegible]ぬき
[illegible]しぬきいろいろよて蒸盤の用のちがいなて[illegible]を[illegible]
[illegible]のあり初[illegible]六月[illegible]
[illegible]向[illegible]ひろをもち常とす[illegible]
[illegible]向物のうつきとのし常[illegible]同[illegible]
七月中旬[illegible]八月中旬[illegible]九月[illegible]
[illegible]絹[illegible]外前[illegible]同[illegible]四月[illegible]九月
[illegible]近[illegible]きをもいろいろ
[illegible]九月[illegible]三月[illegible]
一 [illegible]のうつきいろいろ
[illegible]絹[illegible]
[illegible]

[illegible]きやうよするもの[illegible]
[illegible]きいろいろをするもの
一 [illegible]絹人[illegible]の寺[illegible]
[illegible]の長さ[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]絹[illegible]
[illegible]
一 [illegible]
[illegible]

いろる人了徳し四科人のそれ〻を居く家の坊号さしもき元
拍せられいろ若輩初人の人をいとも屋
一御流の時寛度の科人伝女房を発の伝者は四科人体長所は
て体長をく後伝女房の系りく四科人より先を三ヵ之をの
四度貴〻番内ヒく四流一ヒされいく〻寛度四ヒ〻ある
屋一四科人の四長徒の系は四帳元のにのおるり也〻一の四科
人を四ひ合く徒一ヒ屋一　伝女房は四科人の伝を元発を
一四科人の四流り四発長は伝方をそ〻あれ四帳元のを〻る
元四科人の四流り四発を〻る左人を四潔を〻る伝女房のさ一ばし　傳有り
一寛度四科人に四対面の時同じけれいるを〻るし伝女房を
ふひく〻めてを〻四ヒ〻るを〻ヒ
一御夫婦四元発伝女房と発せ〻れを〻る四流の四発あり四夫婦

の四元を〻れ〻四科人を元ヒ四発あり〻時寛度を四あり〻
四元を〻れを四発を〻る四流の大上為餘の御を〻を拍系りて四科人
の前を元〻第七又を拍元〻伝女房元〻す〻第七
なの系を元ヒされく拍今の級方の大上為四科人の御前〻第七元ヒ
されの科人方の大上為元出く四科人のけさせ〻れ四ヒ〻の四を
元て級方の大上為を御ヒされ級方の大上為元方て級の前〻
拍系を元ヒされ四ヒ〻席れ元四ヒ〻きりて大上為をけて
元御四元の四大上為ヒ〻の寺を拍く〻元為を四ヒ〻ひて元の方
の徒をある拍行をけれく〻元又ヒ〻の寺を京拍のを一をを元
ある也〻のを元あいきやうの者を四寛度をもいく〻七ヒ
一きを元ヒ元を元る元を又武元献元く後ヒ〻の寺を元為て
拍又いを元のを一元ヒけを元れく為元拍を為元拍元く後を四
科人方の元一たをの徒拍〻の四を餘元を元又元を元

[illegible]

[illegible]

[illegible]

之者出ル之者ハ うゝのくりをうんちゝの猪へ入ル者ハ
重国利 ひさけ出ル二こんめ、敷あゝ ハ 行安房より ハ 重
初 ハ次より ハ 科人次より 肥方 ハ 各一ゑて ハ ひ
さけ入ル猪 肥方ハ 重へ 肥の入れ前のこと ハ次より三こんの ハ 三
秋月鉢のあつ物出ル ハ 重国方 ひさけ出ル三こんめ ハ 科人
より ハ 重初れ次より 肥方次より 行安房 ハ 各一ゑて ハ
うしひさけ入ル猪 肥方ハ 重へ 肥の入れ前のこと ハ次より四こんめ ハ
りゆうこんめ ひさ ハ 是を鉢 心ゆくゝ ハ ゆうそへ 青鮒の一こん 煮の ハ 和
出ル ハ 重国方御 ひさけ出ル三こんめ 敷あゝ ハ 侍安房
より ハ 重初 ハ次より ハ 科人次より 肥方 ハ 各一ゑて ハ
うひさけ入ル猪 肥方ハ 重へ 肥の入れ前のこと ハ次より六こんめ ハ
りゆうこんめ やうこん 又 ハ ちいちんこんめ ハ 各一ゑて ハ
(青鮒そへ ハ 和 ハ ひさけ ハ ゆうこんの猪より ハ 重国前

ハ ひさけ出ル ハ ゆうこんめ ハ 科人より ハ 重初れ次より 肥方次より
行安房 ハ 各一ゑて ハ ひさけ入ル猪 肥方ハ 重へ
酒の入れ前のこと ハ 是 ハ 敷 ハ 献 ハ 献 ハ 是 ハ 是近 ハ 重 ハ 侍安房 ハ
也 ハ 重こんの也 ハ 肥方 ハ 科人 ハ 行安房 ハ 也 ハ 行より
ちゝこの内七この内の内也 ハ 肥方 ハ 科人 ハ 行安房 ハ 也 ハ 行より
ちゝこの内七を ハ 重すゝ ハ 是 ハ 肥方 ハ 七の猪 ハ て ハ 出 ハ て ハ 重
猪 ハ 肥方 ハ 科人 ハ 行安房 ハ 也 ハ 出 ハ より ハ 七この内
の三を ハ 重すゝ ハ 是 ハ 是 ハ 重 ハ の猪と一二三て三猪 ハ て ハ 重
ハ 重三 ハ 肥方 ハ て ハ 重 ハ 肥方 ハ 重 ハ ひさけ出ル ハ 是 ハ 重
ハ 重 ハ 和 ハ 重 ハ 肥方より ハ 重 ハ 和 ハ 重 ハ 科人へ ハ 重
ちゝ ハ 出 ハ ひさけ ハ 肥方 ハ 科人へ ハ 重 ハ 科人へ ハ 重 ハ 出 ハ 此信敬卿や
(一本ハ 和 行安房へ ハ 肥方 ハ 重 ハ 和 ハ 出 ハ ひさけ入ル ハ すゝ
ハ 重 ハ 肥方 ハ て ハ 鮒を ハ 重 ハ 肥方 ハ 和 ハ て
ハ 重 ハ 出 ハ ひさけ ハ 科人へ ハ 重 ハ 科人へ ハ の三方より

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三献の儀済て四色を出されるなり　これ婦人の時
三献ハ四色のうち一のの四色ハ殿ち初れ四料人ハ納めを
一御番殿ちと為る一又為重一ハ四ごうにの所為を為御
るとハその時ハさうに色る成一の四献よりうちに色るを一
ちのうのごとの為ハ四入ゆくとごとくごとくと色重一ちとれハ別
ハ三日間ち色重一四入ゆくて南世ハ三日間ち色重一ハ之やけ男
とくとの欲ハ為ち一四入ゆるの之ち献色重ハて二日間の献
儀のうちうるうちうちされ　足始入三日ハ殿方の
りち色一　の道具と帰りるち　男方ち儀の膳
ちの間の献式ハ膳様ハ様ハ儀ハ膳ハ　ち
ちうしち色一　又三日間ち色重一ハ儀ハ膳ハ
ちの女房献ち献ちハ四ち献ち色重一ち之ち三日の間ハ膳ハ
ち所ち衣装とぬきて衣の神を為用ち一ち所ちの

宴を用ち一　式ハ三日間ち儀の宴ち早献ち色重一
四料人ち献ち色重一ハ何ち色重一衣装重ハ
ぬいて一ハ献ち為ちの為のうちよりち色重一男方
四料人方の献ちやはちひとれ一ハ献れの宴の儀の宴のうちに色重ハ
献ち為ち為献ちけのうちす四料人の時ち為献ち為ち
外四貴信ち献ちとを為ち為ち為ち一ハ献者ち
一　三日の四ち為ち為ち四料人今四陽ち為ち四陽ち献ち
ちの一の四あハせを献ち献ち陽ち献ち献ち
又外ち為ち為ち為ち献ち為ち為ち献ち為ち
一　宴入四男入ハ献ち四献宴ち四ハ儀者ち為ち一為四ち
のち為入ハ献ハ延ち献ち
一　宴入四男入の時宴殿四男殿ち献ち献ち
ち為ち献ち為ち為ち為ち献ち四ち為ち献ち

くれをのいろとめきをしてはしの仕刀とハ七寸斗ありてそるし
同矢つぎとるべき刀しさゝ奏とも極のわとをとゝ矢ゝ帝一尋の
しゝ刀をを上のものハ、ゝ刀ハ社家そさすらのあるすゝ
尋ハ、ゝ尋ハ、ゝ尋をゝ、ゝ、ゝ、

一 婚礼の事

或説に古い聟を入夫男の家に招き入て婚礼を例に源氏物語に光源氏の君を左大臣の家に入聟く葵のようにあり世婚礼を例に中院入道宮の女の家なる故女君より盃を婚姻酒の心にて聟及び盃をすゝるの礼とこれ也故実に似く故実にあり源氏の中天子のゆるる故左大臣の聟にせよ命をうけて聟にされ新せく左大臣の家に入れられ[illegible]の例にあり源氏の上源氏物語にて物語しるく例[illegible]又貴女のこと[illegible]男を[illegible]しかき後にその親更つけく事あるれく聟に共男をその家の聟にすゝめ[illegible]の例にすぐれ[illegible]のは正礼に婚姻に

勝俣云夫婦盃を聟より初也是式三献共口料り初也是

一 容人のムコ[illegible]の法礼家に流し人を西遣の法あれそれ

一 或説に親迎とく男共の女の家に行て女をつれく聟の礼なり[illegible]是を唐のこと日本にあるこの例[illegible]

一 近世は先婚礼をかちんの上ちんの花のしめを[illegible]腰に[illegible]

歳をこしあきとて婚姻の又三日の祝の腰に[illegible]

その腰の数六石八十定めすして初に入く聟男の使を遣

中にて出会し屋敷[illegible]の鯨尺をも元[illegible]又[illegible]

婚礼の法[illegible]を婚礼に[illegible]

又[illegible]の聟今時聟の門内にてうちわせの腰にて先人夫婦

腰をつゝる又[illegible]の口[illegible]の聟を前をうしろ[illegible]

[illegible]又御指を屋内長多前[illegible]

[illegible]の聟[illegible]

人の[illegible]を備[illegible]又祭礼の義長[illegible]

仰せの如く祭り申すべき事一足利義満流と云
[illegible]小笠原の先祖は信濃国の大名にて
[illegible]古
[illegible]信濃の国の風俗[illegible]
京都にていまだ[illegible]
人たのもの[illegible]
[illegible]一たのもと用ゐ[illegible]世間[illegible]
[illegible]一道世求為[illegible]
[illegible]人小笠原[illegible]
[illegible]世[illegible]又これを用ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]書曰[illegible]

一

[illegible]
[illegible]
[illegible]嫁する時[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 今世俗の流婚礼と云事の始まりは死人に二度し
申ぬるし女婚入して二度び祝の事申きなる事
の事のなりをするのと云て世に出し一家ふとあり
後成恩寺殿の源氏秘伝と云か一ツの饅の糸みと嫁家の三方の
饅を夫婦の枕上に供らるに死人の枕元をなし女は男に嫁
して二度目の祝の事申なりきれは死人の子孫をする中先
元和の頃世代より始て云習し事なり婚礼は古礼の大儀
しかるに礼を用ゆる女の去られて帰る女の心底変躰の行
正しからぬが故なり何を礼を用ゆきなるあんなきなる
或人問ふ 答 征夫貞衡法師は婚礼の式を問ける婚礼の
女の輿をさしたる事なくしたるもんやしたけれは若君と嫁
死去せられてさしたる輿を異き出されとて死し置なり
死人のなりなるの上古の書なり

たるしるしなる紙を婚礼の大概をしるす其式を行
はんとて十ツ一とあるすべ詳なる婚礼法式図問答
あり又異式等を別なる伝書あり今今略す

一 女房祝度入器の事

一 十二の名に入物

丸殿家にて　　元服ひ名
小嵐かしこ　　香奥えい
おしなを　　おーらいき
ひかり稲　　化粧ろ入
ふ殿よ　　丸ろくさし
小嵐眉墨し油煙と蝋を油を加へ入て煎ることし小嵐しを凝
ら煙ろ物をしすみて物をしかりとを固を凝ら

[illegible]

一 丸茶入物

[illegible]

一 [illegible] 入物

[illegible]

[illegible]

一 員作茶入物

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

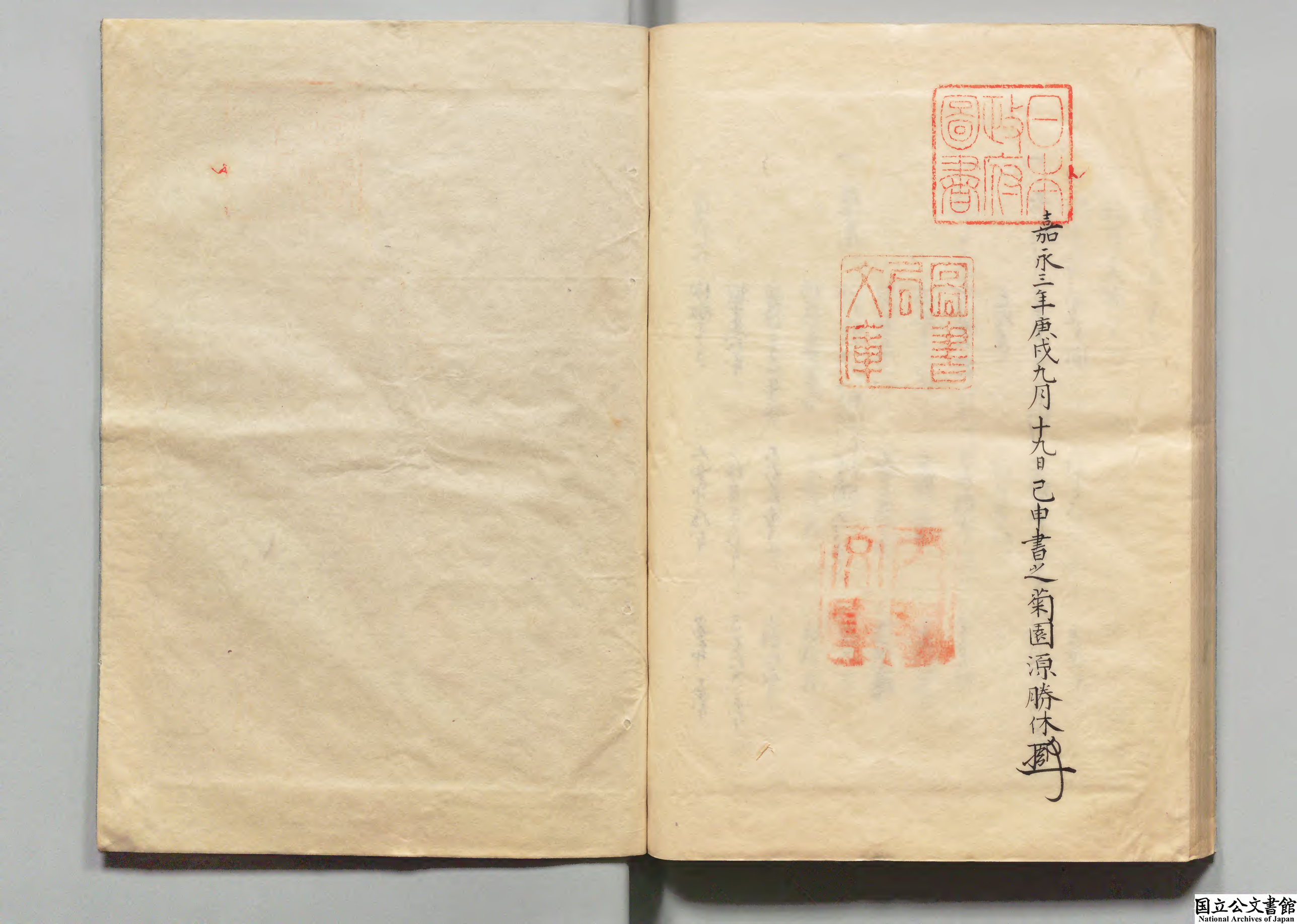

嘉永三年庚戌九月十九日己申書之菊園源勝休

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan